

この理論サブノートは、最近の試験傾向を研究し、所得税法に関する膨大な条文規定の中から理論問題対策として必要な重要項目をすべて織り込み、条文体系別に編集してあります。

本書を熟読し確実に理解することが合格するための一番の近道となります。

なお、本書は2023年7月1日現在の施行法令（一部、改正による延長が見込まれるものを含む。）に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

効率的な学習を可能にする本書の構成

本書は、各税法の体系的な学習に役立つよう、各規定をその内容に基づきグループ分けをし、各グループごとに問題番号を付して掲載しております。また、各理論問題が属するグループを確認しやすいように、各理論問題には枝番号を付しております。

これらにより、個別理論の暗記から法律の体系的な学習が可能に一冊となっております。本書掲載の理論を確実なものとする事で、税理士試験の合格に必要な力を身に付けることができます。

体系的な学習で効率 Up!

CONTENTS		もくじ
〔 1 総 則 〕		
問題 1-1	個人の納税義務者と課税所得の範囲等	10
問題 1-2	法人の納税義務者と課税所得の範囲等	12
問題 1-3	納税地	14
〔 2 各種所得の金額の計算 〕		
問題 2-1	非課税所得	16

枝番号で細分化

関連性の高い規定をグループ分け

Subject.2

各規定の重要度が一目でわかる

理論問題の各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、各規定の重要度に応じた★印を付しております。

- ★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、完全理解をして下さい。
- ★ … ★★を補足する規定であり、その内容を確認し、できるだけ完全理解を目指して下さい。

Subject.3

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる税法用語や規定の適用要件等の重要語句を赤字表記にしております。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の最重要部分から暗記をすることが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

また、赤字表記部分をシートで隠しても文章の全体像を把握しやすいよう、赤字表記部分には、アンダーラインを付してあります。

最重要部分を確実に把握したうえで、文章全体を暗記することで、適切な解答作成が可能となる一冊となっております。

赤シートで暗記 Check !

問題 1-1 個人の納税義務者と課税所得の範囲等

総則

(1) 納税義務者 **理解に欠かせない重要語句**

(1) 内容
居住者及び非居住者は、所得税を納める義務がある。

(2) 納税義務者の種類
個人は、_____と_____とに区分され、居住者はさらに非居住者以外の居住者と非永_____に区分される。

① 居住者とは、_____を有し、又は、_____に在りて1年以上居所を有する個人をいう。

② 非居住者とは、_____のうち、_____国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内に_____を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう。

③ 非居住者とは、居住者以外の個人をいう。

(2) 課税所得の範囲 **赤シートで暗記の確認**

Subject.4

開きやすく閉じにくいオリジナル製本

携帯に便利なB6サイズになっており、確認したいページを開いた状態で片手でも持ちやすい様に、製本を工夫しております。

Point. I

合格を可能にする暗記の手順

STEP.1 重要語句の暗記からスタート

税法用語や適用要件等の赤字表記部分は、解答上の最重要部分となりますので、まずは、赤字表記部分を中心に覚えて下さい。
その後、付属のシートで赤字表記部分を隠し、暗記ができているかどうか確認をします。

STEP.2 文章を組み立ててみる

赤字表記部分を踏まえ、タイトルを見てその内容が説明できるように文章を組み立てる練習をして下さい。

STEP.3 暗唱できるまで繰り返し

最終的に理論全体を隠して暗唱できるよう練習をします。
各規定ごとにすらすらと暗唱できるようになることが目標です。各理論問題の内容理解後は反復して暗記に取り組み、本試験には万全の状態で臨みましょう。
なお、条文番号については、暗記をする必要はありません。

タイトルから
内容を
思い出して
みよう

STEP.2

問題 6-8 青色申告制度		申告・納付及び還付
[1]	内容	★★
(1)	青色申告（法143） 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及びその申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。	STEP.1 重要語句を暗記 してみよう
(2)	承認の申請（法144） その年分以後の の年3月15日まで 始した日から2月 出しなければなら	
STEP.3 文章を隠して暗唱してみよう		とする居住者は、そ こは、その業務を開 の所轄税務署長に提

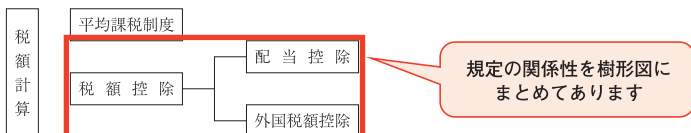
1つの文章が暗記できたら
次の文章の暗記にチャレンジ！

Point.2

使って便利な巻末付録

巻末には合格への近道となる様々な付録を掲載しております。ぜひご活用下さい。

STEP.1 グループ内の位置関係が一目でわかる 理論体系表



(注) 一部の科目には付属していません。

STEP.2 出題頻度や試験傾向が一目でわかる 出題分析表

項 目	回数 年度	1 ~ 58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
		26 ~ H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
純損失の繰越控除		33・51・61 H5・H11・H17						●								

表形式なのですぐに確認できて便利です

STEP.3 出題内容や文章表現が一目でわかる 過去試験問題

回 (年度)	問 題
第72回 (4年)	<p>問1 次の(1)及び(2)について説明しなさい。</p> <p>(注1) 各所得及び所得控除の概要についての説明は要しない。</p> <p>(注2) 租税条約に関する事項は考慮する必要はない。</p> <p>(1) 日本国籍を有しないAは、令和2年5月1日に日本に初めて入国し、現在まで引き続き日本国内に住所を有している。Aが令和4年12月31日まで引き続き日本に住所を有し、令和4年分の確定申告をする場合、所得税法上、Aは、居住者（非永住者以外の居住者）、居住者（非永住者）又は非居住者のいずれに該当するか、その理由も併</p>

原文を崩さず掲載していますので文章の特徴を知ることができます

Point.3

法令等の改正に対応！

改正時には、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

また、細心の注意を払って作成しておりますが、万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

法令等の改正に対応！

- 1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」→「最新情報を見る」をクリック
- 2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、「改正表」をクリック
- 3 印刷できます

Point.4

凡例紹介

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 所得税法関係
 - 「法」……………所得税法
 - 「令」……………所得税法施行令
 - 「規」……………所得税法施行規則
 - 「通」……………所得税法関係通達 基本通達
 - 「個通」……………所得税法関係通達 個別通達
2. 租税特別措置法関係
 - 「措法」……………租税特別措置法
 - 「措令」……………租税特別措置法施行令
 - 「措規」……………租税特別措置法施行規則
 - 「措通」……………租税特別措置法関係通達
3. その他
 - 「通則法」……………国税通則法
 - 「災免法」……………災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
 - 「復興法」……………東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
 - 「国外送金法」…内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

〔 1 総 則 〕

問題 1-1	個人の納税義務者と課税所得の範囲等	10
問題 1-2	法人の納税義務者と課税所得の範囲等	12
問題 1-3	納 税 地	14

〔 2 各 種 所 得 の 金 額 の 計 算 〕

問題 2-1	非課税所得	16
問題 2-2	保険金、損害賠償金等を取得した場合、支出した場合の取扱い	18
問題 2-3	年金についての課税関係	20
問題 2-4	各種所得の意義及び金額	24
問題 2-5	給与所得	30
問題 2-6	退職所得	34
問題 2-7	借地権等の設定に伴い取得した権利金の取扱い	38
問題 2-8	所得金額の計算の通則	40
問題 2-9	収入金額の評価の別段の定め	42
問題 2-10	資産の無償又は低額による移転があった場合	44
問題 2-11	収入及び費用の帰属時期の特例	48
問題 2-12	固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例 (租税特別措置法を除く。)	50
問題 2-13	居住用財産を譲渡した場合の課税の特例 (居住用財産の買換え等の 場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに特定居住用財産 の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を除く。)	52
問題 2-14	利子所得、配当所得の課税関係 (非課税口座制度を除く。)	54
問題 2-15	有価証券の譲渡による所得の課税関係 (特定中小会社が発行した 株式に係る特例、特定口座制度及び特定管理口座制度並びに非課 税口座制度を除く。)	56
問題 2-16	特定口座制度及び特定管理口座制度	58
問題 2-17	非課税口座制度	60
問題 2-18	特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に 係る経済的利益の非課税等 (ストック・オプション税制)	62
問題 2-19	特定中小会社が発行した株式に係る特例 (エンジェル税制)	64
問題 2-20	先物取引に係る所得の課税関係	66

問題 2-21	家事関連費等の取扱い	68
問題 2-22	資産について生じた損失の取扱い（債権を除く。）	70
問題 2-23	債権が回収不能となった場合の取扱い	74
問題 2-24	貸倒引当金	76
問題 2-25	事業を営む居住者と生計を一にする親族が支払を受ける対価	78
問題 2-26	資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入	80
問題 2-27	取得費（有価証券の取得費を除く。）	82
問題 2-28	青色申告特別控除	84

〔 3 課税標準 〕

問題 3-1	課税標準	86
問題 3-2	申告分離課税	88
問題 3-3	損益通算	90
問題 3-4	純損失の繰越控除	94
問題 3-5	雑損失の繰越控除	96
問題 3-6	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	98
問題 3-7	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	100
問題 3-8	所得金額調整控除	102

〔 4 所得控除 〕

問題 4-1	所得控除（物的控除）	104
問題 4-2	所得控除（人的控除）	108
問題 4-3	医療費控除	114

〔 5 税額計算 〕

問題 5-1	平均課税制度	116
問題 5-2	配当控除	118
問題 5-3	外国税額控除	120
問題 5-4	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	122
問題 5-5	転任後の再居住年以後の特例	126
問題 5-6	認定住宅等に係る税額控除	128

〔 6 申告・納付及び還付 〕

問題 6-1	予定納税制度（予定納税額の減額承認申請を除く。）	130
問題 6-2	予定納税額の減額承認申請	132

問題 6-3	確定申告（死亡又は出国の場合を除く。）	134
問題 6-4	死亡又は出国の場合の確定申告	138
問題 6-5	確定申告による納付	140
問題 6-6	延 納	142
問題 6-7	純損失の繰戻しによる還付	144
問題 6-8	青色申告制度	146
問題 6-9	青色申告者の特典	148

〔 7 源泉徴収 〕

問題 7-1	源泉徴収	152
問題 7-2	利子所得、配当所得の源泉徴収	154
問題 7-3	給与所得の源泉徴収	156
問題 7-4	年末調整	160
問題 7-5	退職所得の源泉徴収	162
問題 7-6	公的年金等の源泉徴収	166

〔 8 雑 則 〕

問題 8-1	帳簿書類の備付け等及び添付書類並びに総収入金額報告書の提出	168
問題 8-2	法定調書	170

〔 9 国 税 通 則 法 〕

問題 9-1	修正申告	174
問題 9-2	更正の請求	176
問題 9-3	更正又は決定	178
問題 9-4	不服申立て	180

〔 10 国 外 転 出 時 課 税 〕

問題10-1	国外転出（出国）時課税制度	182
問題10-2	国外転出（贈与等）時課税制度	186

付 録

I	所得税法理論体系表	192
II	理論問題出題分析表	194
III	過去理論出題問題	197

問題 1 - 1

個人の納税義務者と課税所得の範囲等

〔1〕 納税義務者 (法2①三～五、5①②) ★★

(1) 内 容

居住者及び非居住者は、所得税を納める義務がある。

(2) 納税義務者の種類

個人は居住者と非居住者とに区分され、居住者はさらに非永住者以外の居住者と非永住者に区分される。

- ① 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。
- ② 非永住者とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう。
- ③ 非居住者とは、居住者以外の個人をいう。

〔2〕 課税所得の範囲 (法7①一～三) ★★

所得税は、次に掲げる者の区分に応じそれぞれに掲げる所得について課する。

- (1) 非永住者以外の居住者……すべての所得
- (2) 非永住者……国外源泉所得 (国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として一定のものを含む。) 以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの
- (3) 非居住者……国内源泉所得

〔3〕 納税義務者の区分が異動した場合の課税所得の範囲 (法8) ★★

その年において個人が非永住者以外の居住者、非永住者又は非居住者の区分のうち2以上のものに該当した場合には、その者がその年において非永住者以外の居住者、非永住者又は非居住者であった期間に応じ、それぞれの期間内に生じた〔2〕の所得に対し、所得税が課される。

〔4〕 課税方法

- (1) 居住者（法21、22）
原則として申告納税方式による総合課税の方法
- (2) 非居住者（法164、165、166、169）
 - ① 恒久的施設を有する非居住者
 - (イ) 恒久的施設に帰せられるべき所得、国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得等……原則として申告納税方式による総合課税の方法
 - (ロ) 利子等、配当等に係る所得（(イ)に係るものを除く。）……源泉分離課税の方法
 - ② 恒久的施設を有しない非居住者
 - (イ) 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得等……原則として申告納税方式による総合課税の方法
 - (ロ) 利子等、配当等に係る所得……源泉分離課税の方法

〔5〕 復興特別所得税 ★

- (1) 納税義務者（復興法8①、12）
個人である所得税の納税義務者は、その年分の基準所得税額を課税標準として、復興特別所得税を納める義務がある。
- (2) 基準所得税額（復興法10、法7①一～三）
次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める所得税の額をいう。なお、居住者については、外国税額控除の規定を適用しないで計算した所得税の額となる。
 - ① 非永住者以外の居住者……すべての所得に対する所得税の額
 - ② 非永住者……国外源泉所得（国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として一定のものを含む。）以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものに対する所得税の額
 - ③ 非居住者……国内源泉所得に対する所得税の額
- (3) 復興特別所得税額（復興法13）
その年分の基準所得税額× $\frac{2.1}{100}$

問題 1-2 法人の納税義務者と課税所得の範囲等

〔1〕 納税義務者 (法2①六、七、4、5③④)

(1) 内容

内国法人及び外国法人は、所得税を納める義務がある。

(2) 納税義務者の種類

法人は内国法人と外国法人に区分される。

① 内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

② 外国法人とは、内国法人以外の法人をいう。

(注) 人格のない社団等は、法人とみなされる。

〔2〕 課税所得の範囲 (法7①四、五、174、178、措法3の3、9の2、41の12)

所得税は、次に掲げる者の区分に応じそれぞれに掲げる所得について課する。

(1) 内国法人……国内において支払われる①利子等、②配当等、③定期積金の給付補填金等、④割引債の償還差益、⑤その他一定の所得

(2) 外国法人……国内源泉所得のうち一定のもの

〔3〕 課税方法

(1) 内国法人 (法174～176)

原則として源泉徴収の方法

(2) 外国法人 (法178～180)

原則として源泉徴収の方法

〔4〕 復興特別所得税

(1) 納税義務者 (復興法8①、26)

法人である所得税の納税義務者は、基準所得税額を課税標準として、復興特別所得税を納める義務がある。

(2) 基準所得税額 (復興法10、法7①四、五、174、178、措法3の3、9の2、41の12)
次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める所得税の額をいう。

① 内国法人……国内において支払われる(イ)利子等、(ロ)配当等、(ハ)定期積金の給付補填金等、(ニ)割引債の償還差益、(ヘ)その他一定の所得に対する所得税の額

② 外国法人……国内源泉所得のうち一定のものに対する所得税の額

(3) 復興特別所得税額 (復興法27)

基準所得税額 × $\frac{2.1}{100}$

問題 1-3 納 税 地

〔1〕 納 税 地 (法15、令54) ★

所得税の納税地は、次の区分に応じ、それぞれに掲げる場所とする。

- (1) 国内に住所を有する場合……その住所地
- (2) 国内に住所を有せず、居所を有する場合……その居所地
- (3) (1)及び(2)以外の場合
 - ① 恒久的施設を有する非居住者の場合は、その恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所等の所在地
 - ② 国内に住所又は居所を有していた者が国内に住所及び居所を有しないこととなった場合において、恒久的施設を有せず、かつ、その前の納税地にその者の親族等が引き続き又はその者に代わって居住しているときは、その前に納税地とされていた場所
 - ③ ①、②以外で国内にある不動産又は不動産の上に存する権利等の貸付けの対価を受ける場合は、その資産の所在地
 - ④ その他の場合はその者の選択した場所等一定の場所

〔2〕 納税地の特例 (法16) ★

- (1) 国内に住所のほか居所を有する納税義務者（納税地の指定を受けている者を除く。(2)において同じ。）は、その住所地に代え、その居所地を納税地とすることができる。
- (2) 国内に住所又は居所を有し、かつ、それ以外の場所に事業場等を有する納税義務者は、その住所地又は居所地に代え、その事業場等の所在地を納税地とすることができる。
- (3) 死亡した納税義務者の所得税の納税地は、その相続人の納税地によらず、その死亡当時におけるその死亡した者の納税地とする。

〔3〕 源泉徴収に係る所得税の納税地 (法17、令55) ★

源泉徴収に係る所得税の納税地は、その支払をする者の事務所等でその支払事務を取扱うもののその支払日における所在地とする。

ただし、公社債の利子、内国法人が支払う剰余金の配当等については、その支払をする者の本店又は主たる事務所のその支払日における所在地とする。

〔4〕 納税地の指定 (法18) ★

(1) 指 定

納税地が納税義務者の所得の状況又は源泉徴収義務者の支払事務の形態等からみて不
相当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（一定の場合には国税庁
長官。以下同じ。）は、その所得税の納税地を指定することができる。

(2) 通 知

国税局長は納税地を指定したときは、その納税義務者又は源泉徴収義務者に対し、書
面によりその旨を通知する。

〔5〕 納税地の指定処分の取消しがあった場合 (法19) ★

再調査の請求についての決定等により納税地の指定処分の取消しがあった場合において
も、その取消しは、その指定処分のあった時からその取消しの時までの間にされた申告等
の効力に影響を及ぼさない。

〔6〕 復興特別所得税の納税地 (復興法11) ★

- (1) 復興特別所得税の納税地は、復興特別所得税の納税義務者の所得税の納税地とする。
- (2) 源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉徴収義務者の所得税の納税地とする。